

令和5年度税制改正が令和4年12月23日閣議決定されました。  
消費税においても、適格請求書等保存方式に係る見直しがありました。

## 1. 小規模事業者の納税額が売上税額の2割に

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額（「2割特例」）とすることができます。

対 象：免税事業者からインボイス発行事業者になった方  
（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）  
対象期間：令和5年 10月 1日から令和8年 9月 30日を含む課税期間  
個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までが対象です。

例えば、売上700万円（税額70万円）仕入150万(税額15万円)、サービス業の納付税額は  
本則課税：70万円－15万円 =55万円  
簡易課税：70万円－35万円<sup>※</sup> =35万円 ※70万円×50%（サービス業のみなし仕入れ率）  
2割特例：70万円 ×2割 =14万円  
となります。

この様に、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握すると、  
簡単に消費税の申告が可能となります。  
上記の特例を受けようとする場合は、確定申告書にその旨を付記すればよく、事前の届出も不要で、  
申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

## 2. 中小事業者の少額取引はインボイス不要

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても一定の事項が記載された  
帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

対 象：2年前（基準期間）の課税売上高が1億円以下又は1年前（特定期間）の上半期の  
課税売上高が5,000万円以下の事業者  
対象期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日

## 3. 少額な値引き・返品への対応不要

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。  
振込手数料分を値引処理する場合も対象です。

対 象：すべての事業者  
対象期間：令和5年10月1日以後適用され、適用期限はありません。

## 4. 登録申請の期限

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合、  
令和5年4月以降（令和5年9月30日まで）の申請でも、制度開始時に登録が可能です。



# 免税事業者は どうするべきか<sup>その①</sup>

税理士 山崎公亮

商工連<sup>より</sup>  
SPECIAL

## 1. 免税事業者への影響

免税事業者(基準期間(原則として前々年)の課税売上高が1,000万円未満の事業者)

インボイス登録した ⇒ ・消費税の課税事業者となるため、年間数十万程度の消費税の納税が必要  
・インボイス発行義務・消費税申告義務が生じ、事務負担・費用負担が増加  
インボイス登録しない⇒ ・取引先から価格の値下げ・取引縮小(中止)を求められ、売上高減少のおそれがある

## 2. 登録の判断

令和5年度税制改正において、令和5年4月1日以後に登録申請書が提出された場合でも、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

しかしながら、インボイス制度への対応には事業者の各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなるので、余裕を持った申請をおすすめします。

### ☆売上先から判断する場合

インボイスが必要な売上先：本則課税事業者

インボイスが不要な売上先：消費者・免税事業者・簡易課税事業者

一般的に、売上先に本則課税事業者が多い場合は、登録準備を進めた方が良い  
売上先に消費者が多い場合は、登録を見送り様子を見るとことも考えられる

### ☆消費税負担額を試算して判断する場合

免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合には、納税額を売上時に受取る消費税額2割に抑える特例(「2割特例」)が3年間設けられる予定ですが、一時的な措置のためご注意ください。

- ・登録した場合に、試算した消費税負担額に耐えられるか??

消費税を納税した場合は事業経費となり所得金額が減少し、各種税金・国保料が減少します。  
所得が大きい場合は、実質負担額(消費税額－各種税金負担減少額)は大幅に減少します。  
所得が少ない場合は、実質負担額はあまり減少しませんが、消費税は赤字の場合も納税義務が発生しますので注意してください。

- ・登録しない場合の「登録しないことによる売上減少想定額」と「年間の消費税納税額」を比較し、登録を検討する。

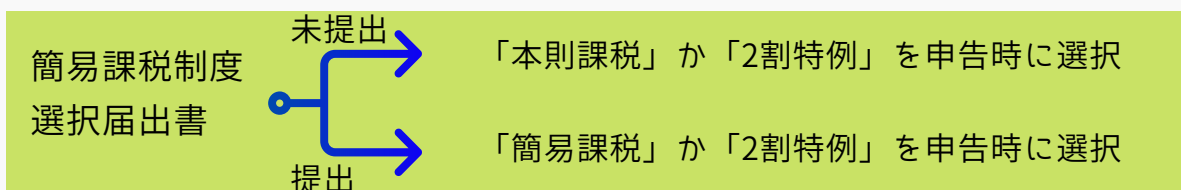


## 3. 免税事業者がインボイス登録した場合

### ①簡易課税制度選択届出書の提出判断

例えば免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録する場合、期の途中の令和5年10月1日から消費税の納税義務が発生し、令和5年10月1日から簡易課税の適用を受けるためには、令和5年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出する必要があります。

令和5年度税制改正により、申告時に「2割特例」による計算との選択適用が可能となり、簡易課税選択届出書を提出していなくても「2割特例」が使用できるため、卸売業(みなし仕入率90%)以外は直ちに簡易課税選択届出書を提出する必要はなくなりました。



### ②自社発行インボイスの整備

インボイス登録した場合、売上先に完璧なインボイスを提供するために、準備を進める。

#### □自社発行書類の現状確認

- 書類の種類 (どのような書類を発行しているか?)  
①納品書 ②請求書 ③領収書 ④レシート など

#### ・発行の方法

- ①紙 ②電子 (PDF)

#### ・発行システムの確認

販売管理システム・請求管理システム・エクセル・レジシステムなど

#### ・インボイス記載項目の足りない部分の確認

一般的に登録番号・適用税率・消費税額の記載がない請求書等が多い



#### □インボイスとする書類の決定

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類 (請求書、納品書、領収書、レシート等) であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します (国税庁Q&A25)。全ての発行書類をインボイスとする必要はなく、どの発行書類をインボイスとするか検討が必要です。一般的に請求書・領収書がインボイスとなることが多いと想定されますが、卸小売業では納品書をインボイスとすることも考えられます。

- ①納品書をインボイスとする ②請求書をインボイスとする
- ③納品書+請求書を合わせてインボイスとする ④領収書をインボイスとする
- ⑤レシートをインボイスとする

#### □請求書上の消費税額計算方法の確認

- 取引金額を税込+内税とするか、税抜+外税とするか?
- 消費税の端数処理

①切捨て、切上げ、四捨五入

②端数処理は、1つのインボイスにつき税率ごとに1回

(商品明細ごとの端数処理は不可、合計額に対して消費税額を算出する)

## 4. 免税事業者がインボイス登録しない場合

これまで通り、消費税の申告不要でインボイス発行義務もないため事務負担・納税負担は生じません。

しかし、本則課税事業者である取引先からインボイス登録有無の確認、登録の誘い掛けがあると想定されます。

本則課税事業者である取引先にインボイス登録しないと通知した場合、取引先の消費税負担が増加するため、価格交渉による値下げや取引の中止等を求められる可能性があります。

免税事業者であっても自らの仕入・経費の支払時に消費税を支払っています。支払った消費税相当額を販売価格に転嫁できないか、取引先に相談してみてください。



インボイス登録申請期限は実質的に令和5年9月末まで延長となりました。

売上先がインボイスを必要としているかどうか、インボイス登録した場合に消費税額の負担に耐えられるか等、慎重に検討してください。

登録するかどうかは、最終的には事業者自身の判断になります。

国税庁HPにも詳細が記載されていますのでご参照ください。

国税庁 (<https://www.nta.go.jp/>)

